

入札番号：8－2

防災広報連絡車仕様書
(加茂出張所)

令和8年度

津山圏域消防組合

第1章 総則

- 1 この仕様書は、津山圏域消防組合（以下「組合」という）が、令和8年度に整備する防災広報連絡車（以下「車両」という）の製作に関する、艤装、性能及びこれらに関する必要な事項を定める。
- 2 車両の製作は、この仕様書及び製作承認図面等（契約後受注者にて製作のこと）によるほか、道路運送車両法、道路運送車両の保安基準に適合し、緊急自動車として承認を得られるものとする。
- 3 受注者は、車両が常時登録された車両総重量の状態に十分耐えうるものとする。
- 4 受注者は、契約にあたり本仕様書及び組合の意図を十分に吟味、了承し、不審な点については、組合担当員（消防本部警防課 0868-31-1252）と協議し熟知した上で契約すること。
- 5 受注者は、契約後仕様書詳細について、組合担当員と打ち合わせを行い、製作承認図等を組合に提出し、承認を得て製作に着手すること。なお、組合担当員が説明、回答した事項はすべて仕様書の補足事項とする。
- 6 受注者は契約後製作にあたり、この仕様書に疑義が生じた場合は、組合担当員に連絡の上、承認又は指示を受けること。
- 7 受注者は契約後製作にあたり、この仕様書を変更する必要がある場合には、組合担当員と打ち合わせの上、変更承認図を提出し承認を受けること。
- 8 受注者は、設計、製作、材料、部品等に関し、特許その他の権利上の問題が発生した場合にはその責任を負うこと。
- 9 受注者は、製作工程表に基づき、次の検査を受けること。
（検査の1か月前までには組合へ連絡すること）
 - （1）艤装中間検査
 - （2）完成検査受注者は、前記検査時において仕様書のとおり製作、または製作過程でないと組合担当員が判断した場合、仕様書のとおり修正、交換を行うこと。
- 10 納期は次のとおりとする
納期 : 令和9年1月29日（金）
納入場所 : 津山圏域消防組合 消防本部（津山市林田95）
- 11 保証期間は納入後1年間とする。
- 12 取得車両にかかる自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、及び自動車リサイクル料は、受注者が一時負担するものとし、納入検査終了後に別途組合がこれを受注者に支払うものとする。
- 13 新規検査及び新規登録を受けて組合に納入すること。なお、併せて岡山県公安委員会へ緊急自動車の指定申請も取得しておくこと。
- 14 受注者は、納入後1年以内に設計及び製作上の不良による故障が発生した場合は、無償で修理を行うこと。但し、構造又は製作に関わる技術に起因する不備欠陥については、保証期間後であっても無償にて取り替え又は修理を行うこと。
- 15 受注者は契約後、次の書類を提出すること。

- (1) 製作工程表
- (2) 製作承認図（艤装5面図）

16 受注者は納入時、次の書類を提出すること。

- (1) 完成図面 2部
- (2) 電気配線図 2部
- (3) 取扱説明書 2部

第2章 提出書類及び検査

1 承認申請図書

受注者は、製作に先立ち組合担当員と細部にわたり十分な打合せを行った上で、次の関係図書を組合に各2部を提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 製作工程表
- (2) 全体艤装図
- (3) 電気配線図
- (4) その他組合が指示する書類

2 完成図書

車両完成納入時に、次の関係図書を組合に各2部提出すること。

- (1) 車両完成図（4面）
- (2) 作業工程記録写真（艤装前の車体を含む）
- (3) 車両の写真（カラー写真、5面）
- (4) その他組合が指示する書類

3 検査

- (1) 組合に提出した製作工程表に基づき、検査を受けられる状態で日程を組むこと。
- (2) 検査依頼は、実施予定日の10日前までに組合に連絡すること。
- (3) 組合が中間検査を必要とした場合は、受注者は受検すること。
- (4) 完成検査は、納入指定場所（津山圏域消防組合消防本部）に搬入し、組合立会い
で本仕様書に基づいて性能、構造等の検査を実施する。
- (5) 検査の結果、組合が不合格と認めた事項については、受注者が速やかに改修し再検査を受けるものとする。

第3章 シヤシ関係

1 使用する車体は、国産車で最新の車種・型式を採用し、新車とすること。

2 主要諸元

- (1) 型別 バン（ワゴン）
- (2) 型状 5ドア
- (3) 乗車定員 5名
- (4) ホイールベース 2,500mm程度
- (5) 荷室 荷室長（車両2列目後部シートからバックドアまで）は1000mm以上とする。
荷室高（荷室床面から天井まで）は900mm以上とする。
- (6) エンジン型式 総排気量1.4L以上2L未満とし燃料はガソリンとする。
- (7) 変速装置 4速AT又は無段変速とする。
- (8) 駆動方式 4WD
- (9) 制動装置 ABS付

3 シヤシ装備

- (1) エアコン（純正品）
- (2) タイヤ・ホイール関係

- ・純正ラジアルタイヤ
- ・スタッドレスタイヤ（ホイール付）
- ・タイヤチェーン

4 その他

仕様書に明記されていない装備は、シャシメーカー公表の標準仕様とする。

第4章 外装関係

- 1 車体ルーフ（屋根）に赤色警光灯を取り付けること。
- 2 前後左右のドアにサイドバイザーを取り付けること。

第5章 内装関係

- 1 インパネ中央付近に次のものを取り付けること。
 - （1）電子サイレンアンプ（マイク付）
 - （2）アクセサリソケット（AC100V）
- 2 フロントガラス中央付近にドライブレコーダーを取り付けること。
- 3 バックドア付近にスイッチ付インバーター（DC12V、500W）を取り付けること。
- 4 車両後部付近に車両用消火器ABC5型を取り付けること。（取り付け金具付き）
- 5 フロアカーペット一式を取り付けること。
- 6 電子インナーミラーを取り付けること。取り付けができない場合はこれと同等の機能を有するもので代用できるものとする。

第6章 艀装関係

- 1 各電装品の配線は十分な容量とし、各配線はヒューズを通すほか、必要に応じリレーを設けること。（特装ヒューズボックス）
- 2 各配線の露出部分には、防水及び被覆保護を施し、車体部分の各電装品及びスイッチ類は防水型とすること。
- 3 バッテリーは各電装品を使用する上で（エンジン稼働中）支障のない能力を有すること。

第7章 塗装及び記入文字

- 1 車体色は朱色とする。（詳細は別途協議）
- 2 車体左右の側面に「津山圏域消防組合」、車体左右の側面及び車体後部に「加茂」を記入すること。（詳細は別途協議）
- 3 各スイッチ類には、名称を表示するプレート（名板）を付すること。
- 4 記入文字の位置、色、寸法、書体等の詳細については別途指示する。

第8章 補則事項

- 1 仕様書に定めていない事項であっても、受注者等の公表した仕様並びに機能上又は工作上で当然必要と思われるものは、施工、附属すること。
- 2 保証期間は、車両及び標準仕様部分については当該メーカーの保証期間とし、その他

については完成車納入後1年間とする。

- 3 保証期間経過後といえども、設計、資材、艤装上の不備、欠陥等に起因する故障又は破損の一切は受注者負担とし、速やかに修理交換等を行うものとする。
- 4 完成検査終了後、配置場所等において、操作要領等の説明を十分に行うこと。
- 5 自動車重量税、自賠責保険料、リサイクル料は組合の負担とし、それ以外の登録等に必要経費は全て受注者の負担とする。
- 6 納入後、新車点検及びエンジンオイル、オイルエレメントの交換各1回を無償で行うこと。
- 7 燃料は満杯で納車すること。
- 8 上記仕様書内容を補完するものとして、添付の【別表】を参照するものとする。